

第4号議案

公益社団法人地盤工学会定款の一部変更

現 行	変 更 案	備考
(役員) 第16条 この法人に、次の役員をおく。 (1) 理事 14名以上20名以内 (2) 監事 <u>1名または2名</u> 2. 理事の1名を会長とし、これを法人法上の代表理事とする。 3. 会長以外の理事のうち4名以内を業務執行理事とし、うち3名以内を副会長とする。また、必要に応じて専務理事1名を業務執行理事としておくことができるものとする。 (役員任期) 第20条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結のときまでとし、再任を妨げない。 2. 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結のときまでとする。 3. 補欠として選任された理事または監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。 4. 理事または監事は、定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事または監事としての権利義務を有する。	(役員) 第16条 この法人に、次の役員をおく。 (1) 理事 14名以上20名以内 (2) 監事 <u>1名以上3名以内</u> 2. 理事の1名を会長とし、これを法人法上の代表理事とする。 3. 会長以外の理事のうち4名以内を業務執行理事とし、うち3名以内を副会長とする。また、必要に応じて専務理事1名を業務執行理事としておくことができるものとする。 (役員任期) 第20条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結のときまでとし、再任を妨げない。 2. 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結のときまでとし、再任を妨げない。 3. 補欠として選任された理事または監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。 4. 理事または監事は、定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事または監事としての権利義務を有する。	(変更理由) 法人法の改正に伴い、監事を増員する可能性があるため (変更理由) 理事は再任を妨げないとしているので、監事も同様とする